

2020年5月25日

日銀ネットの有効活用に向けた協議会

日銀ネット国債系と香港ドル即時グロス決済システムとの間の クロスボーダーDVP リンクを活用した取引にかかる市場慣行について

1. これまでの経緯

- 日銀ネット国債系と香港ドル即時グロス決済システム(以下「HKD CHATS」)との間のクロスボーダーDVP リンク(以下「CBL」)については、2018年4月に公表のとおり、2021年春頃の実現を目指して、システム開発等の準備を進めている。
- 2019年3月に開催した「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合においては、「CBLを活用した取引にかかる市場慣行については、クロスボーダー決済インフラ WG において具体的な検討を進め、市場慣行としてルール化しておくことが望ましい事項があれば、本協議会に報告のうえ、必要に応じて日本証券業協会が策定しているガイドライン等に反映頂くプロセスとするのが適当と考えている」旨事務局より提案し、了承された。
- これを受けて、2019年10月に「クロスボーダー決済インフラ WG」を開催し、CBLを活用した取引にかかる市場慣行として、①取引 ID の付番方法、②カットオフ・タイムの設定について議論し、これらについて香港側と調整していくこととした。

2. 取引 ID の付番方法

- 2019年1月に公表した「香港ドル即時グロス決済システムとのクロスボーダーDVP リンクに関する日銀ネットの入出力イメージ・コード等の詳細について」¹に記載のとおり、取引 ID は、HKD CHATS において資金側の決済指図を入力する際に、HKD CHATS 利用先(資金の出し手)が入力し、それが、日銀ネットの「決済指示(資金)(香港)検証依頼」上で通知され、その後の「国債資金同時受渡(香港)依頼」等で当該取引を一意に特定するために日銀ネットへの入力が求められるもの。
- 取引 ID の付番方法については、市場慣行として、CBL を利用する HKD CHATS 利用先および日銀ネット利用先の間で何らかの取り決めがあった方

¹ <https://www5.boj.or.jp/boinet/net190131.zip>

が良いとの考えは、HKMA、HKICLとも共有している。この間の「クロスボーダー決済インフラ WG」での議論やHKMA、HKICLとの調整を踏まえ、取引 ID の付番方法を以下のとおりとすることを HKMA、HKICL に提案したい。なお、当該付番方法は、市場慣行としての共通認識を定めるものであり、取引の当事者間で合意した他の付番方法を用いることを妨げるものではない。

【取引 ID：全 16 桁】

取引年月日 (YYMMDD) 6 桁

+ 払出先参加者 (日本国債の出し手) の BIC 上から 4 桁

+ 受入先参加者 (日本国債の受け手) の BIC 上から 4 桁

+ R (Repurchase leg) または S (Sale leg)

+ 通番 1 桁 (1~9、0、A~Z)

- 取引年月日は CBL を利用した取引の決済日。
(例) 2020 年 1 月 1 日 → 200101
- 日本国債を担保に香港ドルを調達するクロスカレンシーレポ取引のスタート時は S、エンド時は R。
- 通番は 1 からカウントアップし、1~9、0、A~Z の順で付番。
- 英字は全て大文字。

3. カットオフ・タイムの設定

- 日本国債の DVP 決済においては、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」によりカットオフ・タイムは 14 時と定められており、この刻限までに「国債資金同時受渡依頼」が送信されなければフェイルと看做される「フェイル慣行」が存在している。CBL を活用した取引についても、日本国債を受け渡す決済を行うことに変わりはないことから、「クロスボーダー決済インフラ WG」での議論も踏まえ、システム上の入力締切時刻とは別に、現行の日本国債の DVP 決済と同じ日本時間 14 時にカットオフ・タイムを設定するフィージビリティについて、香港側に確認していくこととする。
- この際、現在、香港ドルを調達するクロスカレンシーレポでは、T+2~T+3 決済が多いとされるなか、上記カットオフ・タイムは T+0~T+1 決済 (受渡対象が元利払対象銘柄でない場合) には適用せず、また、フェイルチャージの対象取引とはしない方向で調整することとしたい。

4. 協議会メンバーからの意見募集

- ◆ CBL を活用した取引にかかる市場慣行については、過去に「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」で公表した申合せ（「平日午後 3 時以降に行う外国為替円決済制度を通じた円建て顧客送金等の標準的な実施手順案」）のような形で、日本側では同協議会の資料として取引 ID の付番方法やカットオフ・タイムの考え方にかかる共通理解を公表することとし、厳格なルールとはしないこととしたいと考えております。
- ◆ 上記 2. および 3. の事務局提案ならびに上記の方針につき、ご意見等ございましたら、6 月 8 日（月）までに以下のメールアドレスまでご連絡ください。

日本銀行決済機構局 決済システム課

【電子メールアドレス】 post.pssd57@boj.or.jp

—— ご質問がある場合には、上記のメールアドレス宛てにお問い合わせください。

以 上